

一般社団法人愛知県環境測定分析協会 委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）の定款第52条の規定に基づき、設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(委員会の種類及び分掌)

第2条 委員会の名称及び分掌は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ①定款及び諸規程に関する事
- ②会員に関する事
- ③総会に関する事
- ④財務に関する事
- ⑤表彰に関する事
- ⑥委員会設置に関する事
- ⑦各委員会の総合調整に関する事
- ⑧その他協会運営に関する事

(2) 企画・広報委員会

- ①新規事業の企画に関する事
- ②行政及び他団体（海外を含む）との交流・渉外・視察に関する事
- ③協会誌の企画、編集、発行に関する事
- ④協会事業の広報に関する事
- ⑤愛環協のホームページの作成と運営に関する事

(3) 教育研修委員会

- ①人材育成に係る企画に関する事
- ②教育に係る研修会に関する事

(4) 技術委員会

- ①会員の技術レベル向上のための試験所間比較（共同実験、技能試験等）の実施に関する事
- ②精度管理及び計量機器管理に関する事
- ③環境測定分析技術に関する事
- ④ガスメータの自主管理に関する事

(5) 災害緊急時対応委員会

災害時における化学物質等の緊急調査の対応

(委員)

第3条 委員は正会員のうちから募集し、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は無報酬とする。ただし、委員会出席のための交通費は支給する。
- 4 委員の氏名は、公開する。

(委員長等)

第4条 各委員会には委員長1名を置くこととし、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員長は必要と認めたときは、委員のなかから副委員長及び幹事を指名することができ、理事会がこれを承認する。
- 3 委員長は会議の議長となり、会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、第7条に定めるワーキンググループ(WG)事業を統括し、執行する

(会議)

第5条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 委員会の議事のうち、決議を要するときは当該委員の過半数の出席のうち、過半数の議決をもって行う。可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(委員会WG)

第7条 第7条 各委員会は、必要に応じてワーキンググループ(WG)を設け、特定事項について審議し作業することを求めることができる。

- 2 WGの委員は、各委員会で選出する。
- 3 WGの招集、議決その他会議の運営は、第5条に準じる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 平成15年4月1日理事会承認 一部改定
- 3 平成24年9月25日理事会承認 一部改定
- 4 平成29年5月9日理事会承認 一部改定
- 5 平成29年6月29日理事会承認 一部文字修正(代表理事→会長)
- 6 令和5年4月28日理事会承認 一部改定(第2条の全面改正、WG・幹事の規定を整理)